

平成29年度第1回

**堺市景観審議会**

日時 平成30年 3月27日（火）  
午後3時00分

場所 堺市役所 本館地下1階 地下会議室

**都市景観室**

堺市景観審議会

日 時 平成30年 3月27日 (火)

午後3時00分

場 所 堺市役所本館地下1階

地下会議室

○出席委員（11名）

会 長 久 隆 浩

副会長 下 村 泰 彦

委 員 太 田 照 美

委 員 藤 田 香

委 員 上 野 あきら

委 員 濱 田 徹

委 員 林 義 昭

委 員 山 本 重 信

委 員 池 尻 秀 樹

委 員 榎 本 幸 子

委 員 橋 本 幸 代

○案件

会長及び副会長の選出について

○報告事項

これまでの景観形成の取り組みについて

(午後3時00分開会)

○事務局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第1回堺市景観審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めます都市景観室の室谷でございます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが電源をお切りいただくようお願い申し上げます。本日は当審議会の委員委嘱後、初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきます。

まず、京都産業大学教授の太田委員でございます。

○太田委員 太田と申しますよろしくお願いいたします。

○事務局 大阪府立大学大学院教授の下村委員でございます。

○下村委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 近畿大学教授の久委員でございます。

○久委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく、近畿大学教授の藤田委員でございます。

○藤田委員 藤田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 堺デザイン協会理事長の上野委員でございます。

○上野委員 上野です。よろしくお願いいたします。

○事務局 公益社団法人大阪府建築士会副会長の濱田委員でございます。

○濱田委員 よろしくお願いします。

○事務局 堺商工会議所理事の林委員でございます。

○林委員 林です。よろしくお願いいたします。

○事務局 堺市自治連合協議会副会長兼議長の山本委員でございます。

○山本委員 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 堺市議会議員の池尻委員でございます。

○池尻委員 池尻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 堺市議会議員の榎本委員でございます。

○榎本委員 榎本です。よろしくお願いいたします。

○事務局 大阪広告美術協同組合理事の橋本委員でございます。

○橋本委員 橋本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 なお、橋寺委員、藤本委員、横山委員、池上委員につきましては、本日所用のため、欠席される旨のご連絡をいただいております。

なお、本日ご出席いただいております委員は定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

本審議会の会議は公開することとなっております。また、会議の記録のため事務局で必要

に応じ、写真撮影・録画・録音等いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局を紹介させていただきます。

建築都市局長の窪園でございます。

- 建築都市局長（窪園） 窪園でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 都市計画部長の盛尾でございます。
- 都市計画部長（盛尾） 盛尾です。どうぞよろしくお願い致します。
- 事務局 都市景観室長の角田でございます。
- 都市景観室長（角田） 角田でございます。よろしくお願い致します。
- 事務局 世界文化遺産推進室次長の勝真でございます。
- 世界文化遺産推進室次長（勝真） 勝真です。よろしくお願い致します。
- 事務局 自転車環境整備課課長補佐の福田でございます。
- 自転車環境整備課長補佐（福田） 福田です。よろしくお願い致します。
- 事務局 続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

まず初めに会議次第、配席図、委員名簿、ほか、カラーの資料になりますが、資料1、堺市景観計画の概要、資料2-1、これまでの取り組み①というもの、資料2-2、これまでの取り組み②、資料2-3、これまでの取り組み③。最後でございますが資料2-4、これまでの取り組み④ということと、こちらの紺色の第17回堺市景観賞選集というものもお手元のほうに参考資料としてお配りさせていただいていますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日は委員委嘱後初めての審議会でございますので、会長・副会長の選出をしていただきます。つきましては、慣例により、事務局から会長の選出のために座長を選出させていただきます、審議に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 事務局 はい、ご異議ないようですので、大変恐縮ですが事務局から座長を指名させていただきます。恐れ入りますが、山本委員に座長をお願いしたいと思います。

（山本委員、座長席に着く）

- 山本座長 すいません、ただいまご指名いただきました、山本でございます。皆様のご協力よろしくお願い致します。それでは、着座にて失礼させていただきます。

それでは、会長の選出につきましてお諮りいたします。

本件につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。会長の選出について、どなたかご意見いただけたらありがたいんですが、よろしくお願い致します。林委員、どうぞ。

- 林委員 よろしいですか、済みません。このたび、現会長をしていただいております、久委員さんに引き続いて会長をお願いしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山本座長 はい、ありがとうございます。ただいま、林委員から会長に久委員というご推薦がありました。他にご意見ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

○山本座長 はい、ありがとうございます。それでは久委員に会長をお願いすることにご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○山本座長 はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、久委員に引き続き会長をお願いします。

以後の議事進行につきましては、会長のほうにお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、久会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○久会長 それでは会長を仰せつかりましたので、これからの会議は私のほうで進行をさせていただきます。続きまして、副会長の選出について、お諮りをさせていただきたいと思います。副会長の選出につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることになっております。副会長の選出について、どなたかご意見ございませんでしょうか。はい。どうぞ、上野委員。

○上野委員 景観関連の審議会の豊富な経験をお持ちの、下村委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○久会長 ただいま、下村委員というお声がございました。ほかにご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

○久会長 それでは、下村委員に副会長をお願いするというごことでご異議ないということで、副会長、下村委員よろしくお願いいたします。

○久会長 それでは、改めまして、私のほうからご挨拶を兼ねて一言お話をさせていただきます。また、後ほど事務局のほうからご案内があると思いますけれども、今まで景観づくりについても、堺市は非常に頑張ってきております。近々の話題で言いますと、百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録に向けて、非常にスピードアップをしておりますので、その周辺の景観づくりをこれからも皆さんとともに一緒に頑張らせていただきたいというふうに思っております。それから私がここしばらくお伝えしてきました、下村委員も一緒にさせていただきましたけれども、南海本線の浜寺公園駅の駅舎の活用も、この4月から始まるということでございます。古代から脈々といろいろな伝統を築き上げていただいた堺でございますので、今後もこの資産をうまく活用しながら、景観づくりを皆さんと一緒に頑張らせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、下村委員のほうからも一言よろしく申し上げます。

○下村副会長 副会長に推挙いただきました下村でございます。景観アドバイザーとしては、久先生と一緒にずっとやらせていただいていた、久会長、もう退任されましたけど、続いて20数年アドバイザーをずっとやらせていただいております。また、この審議会でありますとか、景観賞の審査も最近やらせていただいて、景観絡みの、堺市ではいろいろお手伝いさせていただいております。引き続き、堺市のよりよい景観づくり・まちづくりのために少しでもご協力できればと思っておりますので、会長を補佐し、副会長の任務、努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○久会長 はい、ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

議事の前に本日の会議録の署名委員をお願いしたいと思います。藤田委員と池尻委員にお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは報告事項に移りたいと思います。今回の案件は会長、副会長の選任をしていただくということでしたけれども、せっかくお集まりの機会、今期から初めてという委員の皆さんもおられますので、これまでの堺の景観形成の取り組みにつきまして、共有をしたいなというふうに思っております。

それでは、まずは事務局のほうから説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 都市景観室の河野でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて、次第3の報告事項「これまでの景観形成の取り組みについて」、お手元の資料に基づき、写真など細かいところはスクリーンを使ってご説明させていただきます。

これまで本市では、景観計画に基づいて取り組みを進めてまいりました。

初めにその概要を説明させていただきます。資料1をごらんください。

まず、景観計画策定の背景・意義及び景観形成の理念・基本方針について説明します。

近年、景観に対する社会環境が変化し、景観が担う役割の重要性が増す中、堺らしい景観形成について、より一層実効性を持った景観誘導と地域特性に応じた、メリハリのある景観施策の展開が必要になるという背景から、関西を代表する都市・堺のブランド形成、堺の都市再生と魅力ある景観づくりを目指し、平成23年6月に堺市景観計画を策定しました。良好な景観形成の取り組みを継続することで、潤いある豊かな生活環境の実現、堺の豊かな歴史文化を生かした都市イメージの構築、人々の交流の活性化とまちの活力の創出を目指していくこととしております。さらに、堺を特徴づける重層性ある景観を「活かしたい堺の景観」として整理し、「一共に守り、育み、創造する景観文化—古代から未来へ 輝くまち・堺」の理念のもと、「“堺で暮らす” 魅力を高める」、「“堺文化” の個性を守り育む」、「活力ある“まちの顔” をつくる」を基本方針としています。

次に、資料中段の3、地域別景観形成方針です。本市の景観は、地勢、歴史、市街地景観、市街地形成の過程から、都心・周辺市街地、近郊市街地など、大きく7つの特徴ある地域に

区分することができ、それぞれの地域ごとに地域別景観形成方針を設定しております。

これらの理念・方針のもと、資料の最下段、左下になりますが、景観形成の推進方策として、景観まちづくりの実現に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働による取り組みを進めるため、①全市レベルでの景観の底上げ、②地域・地区レベルでの先導的な景観形成及び誘導、③コミュニティレベルでの住民主体の景観まちづくりの3つの取り組みレベルを設定しました。

全市レベルでは、大規模建築物等の景観誘導、景観資源の保全・活用、公共事業による景観形成、屋外広告物の景観形成が挙げられます。

また、地域・地区レベルでは、百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域を、重点的に景観形成を図る地域として位置づけています。

さらに、コミュニティレベルの取り組みでは、良好な景観形成の担い手となる市民や事業者の景観に関する理解・関心を高めるため、堺市景観賞や景観協定などを挙げております。

それでは、これまでの景観形成の取り組みとして、この3つのレベルの取り組みごとに図面などを交えながらご説明させていただきます。資料2-1をごらんください。

まず、①全市における景観形成、全市レベルの取り組みについてです。

本市では、大規模な建築物の新築などを行う場合、堺市景観条例に基づく事前協議、景観法に基づく届け出を要しております。協議対象となる建築物・工作物の規模は図に示すとおり、高さ15メートルを超える建築物などとしております。これらの手続においては、専門家のアドバイスも得ながら、景観形成基準に基づき事業者と協議を重ね、より質の高い計画に誘導しています。平成6年度から平成29年度までの24年間にわたり、約2,700件の物件について、協議を実施してまいりました。

表に年度別の届け出件数を示しています。年度により多少差はありますが、1年間でおおむね100件程度の協議を実施しています。

次に協議の流れを写真でお示ししています。物件ごとに書類を確認しながら、窓口で詳細部分の確認や口頭での協議を行います。そして、計画地に赴き、周辺の写真・ビデオ撮影などにより現場調査を実施します。その調査内容を学識経験者で構成する景観アドバイザー会議に報告し、先生方のアドバイスを賜りながら協議内容を整えております。

主な協議内容につきましては、周辺の景観との調和を図るための外壁に使用する色彩の調整や建築設備の配置方法の調整、植栽やごみ置き場の配置、塀のしつらえといった外構の調整などがあります。

次に公共事業による景観形成についての説明をします。資料2ページ上段をごらんください。公共事業についても、先ほど説明した、大規模建築物等の要件に係るものについては景観協議が必要となります。今般では、協議要件に係らないものについても、景観への配慮の必要性に鑑み、必要に応じて景観アドバイザー会議を活用しながら、景観協議を実施してい

ます。

本日は、堺区中三国ヶ丘町にあるけやき通りでの自転車通行環境の整備を協議事例としてご紹介します。スクリーンをごらんください。

けやき通りは堺の良好な景観を代表する通りであり、百舌鳥古墳群周辺景観地区内でもあることから、自転車レーンの視認性などの機能にも維持しつつ、周辺環境との調和にも配慮する色彩や表示方法について協議を重ねてまいりました。従来、国土交通省の作成したガイドラインにおいて、自転車レーンの推奨色は視認性や安全の確保などの観点から、スクリーン左の写真に示すような鮮やかな青色により路肩を全面着色することが一般的です。ガイドラインでは、「地域の事情に応じた工夫」ということが明記されていることから、事業化においても有識者の助言をいただきながら検討を重ね、着色する色彩をスクリーン右下の色彩、色相5B、明度7、彩度2とし、表示方法も矢羽根型にするなど、色彩の鮮やかさを押さえつつ、視認性や周辺の景観にも配慮した計画の見直しを行い、景観アドバイザーにも説明などさせていただいたところです。

次に屋外広告物の景観形成についてです。安定・成熟した社会にふさわしいまちなみの形成に向け、社会環境・地域特性に応じた「わかりやすい基準」への見直し、及び「屋外広告物のあり方」を検討し、平成28年1月に改正、屋外広告物条例を施行しました。主な見直し内容をスクリーンでお示しします。

許可区域の見直しについて。これはピンク色でお示しする主要幹線道路沿道や都市部など、屋外広告物の多くなる商業系や薄緑色で示す落ちついた景観形成が求められる住居系、そして紫色で示す1敷地の規模が大きい臨海部や青色で示す多様な自然と人の営みが一体となった南部の丘陵地景観など、用途地域ごとの特性に応じて、大きく4つの許可区域と基準に見直しを行ったものです。

次に、沿道禁止区域の見直しについて。これは野立て看板が乱立しやすい幹線道路沿道の禁止区域を実情に応じた範囲に見直したものです。

さらに、地区特有の許可基準により景観形成を図る広告景観特別地区の創設のほか、申請書類の見直しなどを行い、申請業務の効率化も図りました。

そのほかにも申請者の利便性向上のため、スクリーンにお示ししている屋外広告物の許可基準等検索システムを構築しました。調べたい場所をクリックすれば、左側に許可基準などの詳細情報が表示されるもので、会社や家庭のインターネットからその場所の許可基準などを簡単に調べることができるようになりました。

さらに、毎年9月1日から10日までの屋外広告物適正化旬間に合わせた周知・啓発にも取り組んでいます。

また、堺市では道路上の違反はり紙の対策として、平成18年度に路上違反簡易広告除却活動制度を立ち上げ、市民ボランティア団体による、はり紙などの除却活動を進めていただ



いております。現在、45団体、4法人、合計464名が登録し活動いただいております、平成18年の制度開始当初、4万3,000枚以上あった路上違反簡易広告物除却枚数も、現在は1,000枚程度までに大きく減少しております。

次に、資料2-2をごらんください。〈地域・地区レベル〉の取り組み。重点的に景観形成を図る地域、第3号都市地域での取り組みについてご説明します。

はじめにに取り組みの概要についてですが、堺環濠都市地域は江戸期に形成された短冊形の町割や内川・土居川が当時の環濠都市の面影を残すなど、本市を代表する歴史・文化的景観を有する地域となっております。このうち、堺環濠都市地域の北部は、第二次世界大戦の戦火を逃れた町家や妙國寺、本願寺堺別院といった寺社が数多く立地しております。しかしながら、近代化が進む中で、町家が老朽化して建てかえが進むほか、駐車場に整備されるなど、歴史的なまちなみの面影が薄れつつある現状にあります。本市ではまち家や寺社が特に数多く立地している北部地区において、町家や一般建築物の修景を支援することにより、地域に残る歴史文化資源の保存並びに「歴史的なまちなみ」を再生し、地域への愛着と誇りを育み、新たな魅力とにぎわいの創出に向けて取り組みを進めているところです。

この地域での取り組みとして、まず協議会活動について説明いたします。

平成26年5月に地域住民により「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」が設立されました。この協議会では、まちなみ再生に向けた取り組みとして、町家やまちなみの大切さを伝えるとともに、その歴史的なまちなみの保全・再生に向けて、地域住民などに対して、後に説明します修景事業の周知や意識醸成を図っております。

具体的には、地域のまち歩きイベントやワークショップなどを開催するとともに、協議会ニュースをおおむね3カ月ごとに発行・配布するなど、精力的に取り組んでいただいております。

次に、修景補助制度について説明いたします。

堺環濠都市北部地区において、町家などの歴史的建築物や一般建築物、外構の修繕などのうち、まちなみガイドラインに基づく修景工事を実施するものについて、その費用の3分の2を補助金として交付する制度を平成27年度に創設しました。補助額は表に示すとおり、重点地区内外、歴史的建築物、または一般建築物など、条件により異なりますが、最大500万円としております。

資料右上にこれまでの取り組み経過を表にまとめています。平成26年度に町なみ再生協議会が設立、その年度末には、まちなみガイドラインを作成し、27年度から修景補助制度を始めました。まち歩きマップを作成するなど、協議会主体でさまざまな啓発活動に取り組みながら、平成28年度には、協議会みずから「堺町家案内所」を開設いただき、これらの取り組みを力強く推進いただいております。協議会ニュースはこの年度末に発行するものを含めて、4年間で16号となっております。

修景事業については、重点路線を中心にこれまで12件実施いただけてきたところです。3つの事例をスクリーンでご紹介します。

第1号の修景事業として実施しましたこの町家は、外壁の板金や1階部分のシャッターなどを取り外すと傷みが激しいのですが、昔の姿が出てきます。その修復・修景として、大屋根やしっくい壁の修繕のほか、ひさしや木製格子戸の設置などを実施しています。なお、現在、1階の一部が広報スペース「堺町家案内所」となっております。

次の物件も町家でございます。こちらは塀にシャッターを設置していましたが、それを撤去し高塀の復元を行いました。このほか、しっくい壁の修繕などを実施しております。

次の物件は一般建築物を修景した初めての物件で、外壁にしっくい風塗装を施すとともに、ベランダの手すり壁を虫籠窓風に修景したり、木製看板や軒灯を設置したりするなど、歴史的なまちなみと調和した修景を実施しています。

次に資料2-3をごらんください。〈地域・地区レベル〉の取り組み、②重点的に景観形成を図る地域、百舌鳥古墳群周辺地域での取り組みについて説明します。

これまで、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境を維持するため、仁徳天皇陵古墳周辺を風致地区に指定し、大仙公園の整備などを実施してきました。

また、巨大前方後円墳の周囲を第一種低層住居専用地域に指定し、低層住宅によるゆとりと潤いある住宅地環境を形成してまいりました。

さらに、世界遺産登録を目指し、古墳の保護や周辺の環境整備を進めるとともに、平成28年1月からは緩衝地帯において、「百舌鳥古墳群周辺景観地区」を指定し、建物の色彩などの形態・意匠や屋外広告物の大きさ・高さの制限などを実施しています。

次に、建物の色彩など、形態・意匠の制限がある百舌鳥古墳群周辺景観地区の認定申請についてご説明いたします。

「百舌鳥古墳群周辺景観地区」内において建築物の建築等を行う場合、条例に基づく「景観地区における事前協議」と景観法に基づく「認定申請」が必要となります。

事前協議においては、大規模建築物等の届け出制度と同様に、専門家による景観協議を行っております。今年度は2月末までに74件、平成27年度からこれまで認定した件数は合計145件となっております。なお、景観地区では、全市で行っている大規模建築物の届け出と異なり、場所に応じて戸建て住宅など、小規模なものも協議対象となります。

それでは、景観地区での協議事例についてご紹介いたします。

古墳と調和した通り景観を形成していくため、写真にある建築物の協議では、外壁の色彩について、ベースカラーは明度・彩度を調整し、鮮やかさを抑えながら、周辺景観と調和を図ること。サブカラーはベースカラーと同系色相で明度差を調整し、コントラストが強くないよう配慮することなどを協議しました。

また、外構の建築付帯設備などについては、植栽はできるだけ道路から見える位置に配置

し、緑のある通り景観を演出すること。室外機などの建築付帯設備は道路から見えない位置に設置するか、植栽で隠すことなど、細部についても協議調整しました。

このように経緯点の申請に対して、丁寧に協議調整を行っております。

続いて、百舌鳥古墳群周辺地域における屋外広告物適正化の取り組みについてです。

昨年度の審議会でも説明させていただきましたが、当地域については世界文化遺産登録も視野に景観保全を図るため、古墳周辺の禁止区域のほか、右上に示すとおり、住居系用途地域の百舌鳥第1種特別地区、商業系用途地域の百舌鳥第2種特別地区に区分し、許可基準を設定しています。特に、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と市街地景観との調和を考慮する観点から、屋上広告物及び非自家用広告物を全面禁止としたほか、百舌鳥第1種特別地区、第2種特別地区、それぞれの土地利用において自立広告物の高さや大きさ、壁面広告などにも上限値を設定しています。

これらの新たな制限について周知を図るため、表に示すとおり、主要幹線道路沿道の店舗に対し、チラシなどの配布や個別説明を行ってきたほか、広告主や関係事業者などへも機会を通じて周知を行ってきました。

また、新たな基準に適合しなくなった既存不適格広告物の早期適正化を目的に補助金制度を創設し、積極的に案内を進めてまいりました。進捗状況としては、関係の方々のご理解・ご協力のもと、補助金活用のほか、自費改修を行っていただき、表に示すとおり、平成28年度に計5件、平成29年度に計12件、合計17件の適正化を進めてきたところです。

事例の1つを写真でお示ししています。仁徳天皇陵古墳、最初の最寄り駅である百舌鳥駅近くにある店舗ですが、これらの取り組みを案内したところ、写真のとおり、屋上広告物の撤去にご協力いただきました。平成30年度の補助金制度の最終年度となることから、このことをしっかりとご案内し、さらなる早期適正化に取り組んでいきたいと考えています。

次に、資料2-4をごらんください。＜コミュニティレベル＞の取り組み、③住民主体の景観まちづくりについて説明します。

1つ目、堺市景観賞についてです。

堺市景観賞は堺市内のすぐれた景観に資する建築物や工作物、屋外広告物、まちなみ及び良好な景観形成に貢献する活動について、広く市民の皆様にご協力いただくほか、その事業関係者を堺市長が表彰、あるいは優良なものとして認定することにより、市民や関係者の意識醸成を図り、魅力ある景観の創出を促進するものです。平成6年度から17回開催し、受賞件数はこれまで79件、堺すてきサイン認定数は9件となっております。これまでの受賞物件を地図に示していますが、やはり堺区が特に多い状況となっておりますので、今後はさらに地域全体で景観に関する関心が高められるよう啓発していきたいと考えています。

次に、今年度開催した、第17回堺市景観賞について説明いたします。

景観賞の部門についてですが、より多くの方に景観を身近なものに感じていただくため、

新たに『小規模建築物部門』及び『屋外広告物部門（堺すてきサイン）』を設置しました。

また、募集及び投票期間に合わせて、各区役所において募集・投票促進のため、景観パネル展を実施するなど、景観形成に関するさらなる周知啓発に努めてまいりました。そういった中、推薦・応募物件は51件、投票者数900人、総得票数は4,284票となっております。そして、第二選考の結果、景観賞6件及び特別賞1件、堺すてきサインを9件選出しました。

お手元の紺色の冊子「堺市景観賞選集」にて、受賞物件を紹介しておりますのでごらんください。2ページをめくっていただきまして、建築物等部門では、共同住宅が受賞しております。小規模建築物部門は3件。次のページに移りまして、まちなみ部門では、三原台の榎塚台線の街路樹、景観活動部門では、府立農芸高校のツツジ並木。歴史的建造物部門特別賞としまして、佐助が受賞しております。次のページ以降、堺すてきサインの認定物件を紹介しております。周辺景観に調和しつつも、個性的で良質なデザインのもので9件認定されております。

最後に、景観協定について説明いたします。引き続き資料2-4、右側をごらんください。景観協定は地域のよりよい景観の維持・増進を図るため、地域住民が景観に関する自主的なルールをつくり、市が認可するものです。協定認可後は、地域住民である協定締結者によって組織される協定運営委員会において、建築計画が協定と適合しているかを審査し、建築計画の承認を行うことで良好な景観形成を進めてきたものです。

これまでの堺市での協定締結件数は2件となっております。それぞれの協定についてご説明いたします。

まず、スマ・エコタウン晴美台景観協定について。こちらは平成25年2月15日に認可しています。この協定では、緑化に関する基準として、シンボルツリーやアイストップツリーなどを協定樹木として規定するとともに、協定樹木の位置や維持管理者についても規定するなど、住宅地として良好な景観の維持・増進を図り、良好な景観の形成に向けて取り組んでいただいております。

続きまして、タマタウン堺・泉ヶ丘景観協定について。こちらは平成28年12月16日に認可しており、建築設備や門柱の配置、専用上部の透過率を50%以上とすることなど、住宅地としての良好な景観の維持・増進に向けて取り組みを進めています。

以上のとおり、これまで3つの取り組みレベルに応じた方策に基づき、体系的に良好な景観の形成を進めてまいりました。

説明は以上です。

○久会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項につきまして、何かご意見・ご質問ございましたら、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、いろいろなご

意見等賜ればというふうに思っております。

私のほうから教えていただきたいんですけど、景観協定が2件出てきていますけれども、これは開発事業者さんからこういうのをつくりたいというお申し出があってやったのか、そのあたりの経緯を教えていただければというふうに思うんですが。

○都市景観室主査（河野） 2件とも開発事業者のほうから、こういう景観協定をしたいと申し出があったものです。それで、スマ・エコタウン晴美台のほうについては建築物の建築が終わっておりまして、もう一つ、タマタウン堺・泉ヶ丘のほうについては今も建築中ということで、それぞれ協議をしてつくった協定になっておりますけれども、建てていく中では、事業者さんからもいろいろ相談もあったりすることがあります。一応計画したのはあちらです。

○久会長 はい、ありがとうございます。なぜ、そのお話を聞かせていただいたかというところ、こういう開発物件で協定をかけることによる、いわゆる付加価値を増すということになってくると思うんですね。こうやって、経済的に活動にうまくつながっていきけるようなこういう景観形成ができ上がってきますと、どんどんこういう、いい景観が広がっていくかなと思います。規制だけではなくて、この景観協定をかけることによって、いい景観ができるんだということが経済的なインセンティブのところに行くという事例が多分この2つかないかなと思いました。そのあたり、もっとほかの事業者さんも使っていただければいいのではないかなというように思いましたので、開発業者の方々に対しても市役所のほうから、こういうような事例が出てきていますよ、お宅も付加価値つけて開発物件つくりませんかというお勧めもしていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ、

○濱田委員 これも質問なんですけども、資料2-1の大規模建築物の景観誘導の届け出状況の表のところの下に、平成27年度までは大規模建築物等及び大規模な屋外広告物の合計件数を含むと書いてありますけど、28年度からちょっと減っているのは、どっちかが入っていないということでしょうか。

○都市景観室主査（河野） 28年度以降につきましては、この屋外広告物条例のほう改正した経過がありました。それで建築物・工作物のみの協議件数となっておりますということですので。そのほか28年度から景観地区の認定申請も始まっておりますので、そちらのほうに一部件数が流れているというか、そちらのほうで協議をしているという形になっておりまして、大規模建築物のほうの件数というのはその分少し減っているのかな。一応そういうことになっております。

○濱田委員 わかりました。

○久会長 ということは、全体の協議件数はふえているということですかね。

○都市景観室主幹（室谷） ふえています。

○久会長        はい。それを何で確認したかという、限られた職員さんで件数がふえると、ますます大変になってくるので、そういう意味では件数がふえたら職員さんもふやしていただけるような、何かそんな動きも審議会の要望事項として出しておいたほうがいいのかなどというふうに思いました。

○都市景観室主幹（室谷）        協議件数としましては、資料2-1の28年度ですと、まず大規模建築物が70件。これに加えて、資料2-3の左側の表にあります景観地区の認定申請というのが別に28年度のうちは56件。これに加えて、この表にはお示ししてないんですけども、大規模の広告物の事前協議というのをほかにもやっておりますので、本当はさらにそれに加わっての協議というのが実際はあります。

○久会長        ということは、今、地区指定をすればするほど、業務量はふえていくということになりますね。

      ほか、いかがでしょうか。下村副会長、先ほどご挨拶でも言っていただきましたように、ちょうど20年ということになりますけども、何かアドバイザーとしてかかわられて、皆さんにお話をしていただけるようなことがあればお願いをできたらと思うんですけど。

○下村副会長        そうですね。思いつくので2点ほどありまして、1つは、やはり百舌鳥古墳群周辺のバッファエリアの中のですかね、こういう戸建て住宅にもやっぱりアドバイザー制度というのは関わってきますので、件数が非常にふえてきて、職員の方が非常にご苦労されているというのがあります。アドバイザー会議で出てくる物件も、戸建て住宅ですので、古墳周辺であれば容認されるようなものが、割と厳しくご指導させていただいていて、特に色彩関係というのは、規模は小さいので建物のレイアウトそのものをさわるといふわけにはなかなかいきません。したがって、色彩であるとか、外構部分の植栽とか、フェンスの色とか、そういう指導が中心になってくるんですが、結構件数はふえてきています。ですので、そういったところにも、今までのガイドラインをおつくりいただいて、大規模のほうは指導いただいていると思うんですけど、戸建て住宅のためのガイドラインというんですか。それをもうちょっと緻密につくっていく必要もあろうかというふうに最近感じております。

      もう一点は、これはほかの大阪府外になるんですけど、和歌山では今何が問題になっているかという、いわゆる太陽光エネルギーのパネルの設置に関する条件ですね。角度もそうですし、特に和泉山脈の南面のところ、和歌山市よりのところに結構そういうものが多く出てきております。本市におきましては、7-3区の大規模なパネルはありますけど、それ以外に丘陵地部分の山の斜面というのが市内から見える方向で斜面が残っているかという、あんまり残ってないので、それほど早急な課題ではないと思うんですが、現状で言いますと、まだ資源再生エネルギーが売れる状態ですので、もうしばらくは太陽光パネルの進出のほうが出てくるような感じになっています。和歌山市、県もそうですけど、周り、市街地から見えなような工夫、角度もそうですし、あとは発電の影響にならないような植栽の隠し方、い

いわゆる遮蔽植栽をどうしていくかとか、そういったあたりを基準に決めてきております。大阪の南のほうでは、ため池が全部、埋め立てられて、太陽光パネルになっているところもありますし、いろいろそういうふうなものが、今そんなに出てきてないですよ。調整区域で工作物というのは、勝手に建てられますんでね、いかにそれを主導に充てていくかというところが出てくれば、そういうところが一つ将来的な課題。10年先になったらもう電気が売れなくなっているかもしれませんので下火になるかもしれませんが、まだ売れていますので、そのあたり動向を見ながらちょっとでも出てきそうであれば、もしくはそういう地域で面的に開発が起りそうなどころがもしあれば、先んじて手だてというか、いわゆるお願いというか、ガイドラインというんですかね、そのあたりの整備もひよっとしたら必要になってくるかもしれない。その2点ぐらいが今感じることです。

○久会長　　はい、ありがとうございます。

いかがでしょう。何か、今の件に関しまして、ございますか。はい、どうぞ。

○都市景観室主査（河野）　　今も下村副会長からもありましたように、太陽光パネルのことについては、時々電話での相談を受けることがあります。全く検討していないわけではなくて、今堺市のほうに設置されている太陽光パネルはどういうものかというふうな状況を下調査しております。下村副会長がおっしゃっているように、緊急の課題というより、まず国のほうでも今、こういう太陽光パネルの設置の仕方、景観との調整の図り方について検討しているところでもありますので、その辺の状況も参考にさせてもらいながら今後また検討していこうかなと思っているところです。

あと、最初にご意見いただいていた、景観地区内、バッファゾーン内での戸建て住宅に対する景観協議の有無の話です。今ちょうど、確かに戸建て住宅の景観協議の件数がすごくふえています。かつ建築主さんも個人の方が非常に多いということで、かなり個性が強くて協議難航するケースが非常に多くなっている状況です。一応、その協議の中でいろいろ調整を図っていくんですけれども、やはりガイドラインとか啓発のチラシというのを事前に見ていただくことがすごく重要なところも考えております。今ちょうどそのリーフレットを作成している状況ですので、早目につくりまして、それを活用しながら協議しやすくしていこうかなと思っているところです。

○久会長　　はい、ありがとうございます。ガイドラインには抽象的な部分が多いので、例えばこういうことですよとか、こういうデザインでいきませんかというような、具体的な事例も示しながらわかりやすいものができれば、読んでいただくと、なるほど、こういうことかというのが落ちるようになってくるかと思えます。また先ほど、下村副会長のほうからもございましたように、積極的につくって活用していただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○山本委員　　世界遺産登録には、景観が大変大事なことです。それと、市民の意識

といいますか、昨年の国内推薦選定に推薦されたということですが、今の若い学生さんとか、はっきり言って割と知らないんですね。景観でも、どっちかいうと、上からのお達しで指導という感じ。住民の協力というのを得ようと思ったら、理解してもらわないかんということで、これの分野は違うんかわかりませんが、世界遺産に向けて堺は今これに取り組んでいるという＝景観にもつながっていくと思う。どこの分野がそういう役目をやってはるんか私はわかりませんが、なかなか広がってないですね。昨年の推薦に選定されたというのを知らない方が多いですね。さらにどっち向いて今動いているっちゅうのもわからへん。それはどこの分野で、そういう啓発とか醸成とかされるんかわかりませんが、この景観審議会でもよろしいんかね。

○久会長        はい、今日はちょうど担当の方も来られていますので。

○世界文化遺産推進室次長（勝真）        すいません、世界文化遺産の担当をさせていただいております。今、お話がありましたように、昨年9月に国の国内推薦を獲得させていただきました。それと年明けの1月19日なんですけども、新聞のほうでもかなり出ていましたけど、1月19日に閣議のほうで了解をいたしまして、今、ユネスコのほうに正式な推薦書も提出しているというのが、今現在の手続上のところでございます。それで、我々、世界遺産の目的はやっぱり保全と保存というところに置いています。それは皆様にこのことをよく知っていただくというのが一番大きなことやということで、いろいろ機運醸成をしております。今、委員からご指摘がありましたように、市の中でも地域によって、若干格差があるというのは事実でございます。というのは、やはり古墳の近くにあるところというのはそれなりに盛り上がりがありますけども、古墳のない地域のほうにおきましては、なかなか浸透してないということもあります。そういう中で緻密な機運醸成ということで、我々区民祭り等での啓発もしております。また、今、ちょうど美原区役所のほうでも世界遺産の関連とか、そういうところでの掲示のほうもしております。それと、やはりマスコミのほうも使って、こういうことをやっているということで、もっともっと進めていって、市民一丸となって、世界遺産のほう、協力のほう、機運醸成を盛り上げていきたいなあというふうに考えております。景観審議会の皆様におきましては、百舌鳥古墳群が世界遺産というところでご存じやと思います。できましたら、そういうお声のほう、いろいろな機会でもた来ていただいて、ともに盛り上げていきたいなあというふうに考えております。引き続き、機運醸成のほう、特に自分のところもそうですけども、東京でも、先ほど言ったように日本の代表になりましたので、そういうところを大阪府、堺、羽曳野、藤井寺、この4市でもっと進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本委員        こういう古墳のあるとこと、ないとこの格差が大きいということで。今、パファゾーンの中の住民の方の意識はどの程度盛り上がっておるんですかね。その辺、我々



外からわかりませんねんけど、直近のところね。

○池尻委員　　私が割とそのバッファゾーンのど真ん中で育ったほうで、今も百舌鳥で生活しているんです。やはりそのバッファゾーンになって、地元には何のメリットもない。例えば、クーラーの室外機が外に見えていたらぐあい悪いから、隠さなあかん。そう言いたい放題言われるんやけども、それに対して市のほうから、補助もない。やっぱり言うんやったら、市のほうから補助もいただきたいというのが地元の意見であります。そんなんで、もともと百舌鳥古墳群の清掃活動とか、自分も最初から立ち上がったんですけども、その景観の中で、やはり昔からこの古墳は石で石畳をやったり、この古墳は赤いインターロッキングを引いたりとか、もともとばらばらにやってきたんで、なかなか統一した古墳の一体感というのがないんです。地元のもんも、例えば古墳の周遊路、その周遊路一つも、どう回っていいかわからないということで、古墳の景観を考えたときに、周遊できるようにカラー舗装で順番にずっと舗装していくとか、そういうことも必要になってくるのではないかと思います。特に自分のところは、ちょうどどん突きみたいなところ。横にも市道があって、もうよう周遊に来た人がそこで詰まって、どこに行くんやと言うて全然わからんような状況も今現場ではあります。その辺もまた、まだまだ整備していく必要あると思います。

それと、またこれは別なんですけど、この町家の修景って先ほど言っていましたけれども、この辺の修景をするのに、そういった壁を塗る左官屋がもう今ほとんどおりませんので、金沢みたいにああいう職人を養成する。そういったこの景観を守っていくのであれば、こういう職人も養成していく。また行政のほうでそういう指導もやっていただきたいなあという面では感じております。

以上であります。

○久会長　　ありがとうございます。金沢は、そういう意味ではうまく回しているなど私も感心しております。国の法律に基づく建築物の指定だけでなく、市の条例に基づく指定もやっています。「こまちなみ」という条例ですけれども、その修景なんかに職人さんが入っていくということで、仕事もつくり上げながら職人さんも養成していったら、その結果、まちなみが守られていく。このあたりが見事な回転をしています。

さらにいえば、金沢というのは、もともとそういう工芸とか美術でまちおこしをしていこうという伝統があって、今は公立学校法人になりましたけども、もともとは金沢市立の美術工芸大学を持っていました。そういう意味では市を挙げてこういう美術工芸でまちをつくり出していこうという、伝統のあるところですので、そこよりも本当は先ほど言いましたように、こちらのほうが由緒正しい歴史が持っているわけですから、そこをうまく堺も盛り上げていただくとありがたいなと思っております。

先ほどの池尻委員の話でいうと、ちょうど資料の2-2のところ、今、町家の修景の話がありましたけれども、これと百舌鳥古墳群と何が違うかという、観光都市の中では、建

物そのものが歴史遺産なので、これを修景することによって価値が上がってくるわけですね。そのことがこの補助対象になっていくんですが、百舌鳥古墳群の場合は古墳が歴史資産で、その周りってというのは、それを守るために今規制がかけられているわけです。そうすると、そこに対しての補助というのは、なかなか今の国の制度ではつけにくいんです。その違いが大きな問題として出てきているのかなというふうに思っています。ただし、それをうまくやろうと思えば、今、国のほうでも「歴史まちづくり法」ができていますので、「歴史まちづくり法」にのって事業を展開していけば、歴史的資源だけじゃなくて、周りのまちづくりにも交付金が落ちるようになります。ただ、そのときにも地域の方々がご協力いただいて、保全計画をつくっていかないといけないということになりますので、そのハードルはあるんですけども、そこをうまく使っていただくと、まちづくり的な観点でもお金がつくようになります。また今後はそのあたりも総合的に考えていただければ嬉しいなというふうに思っているところです。どうぞ。

- 下村副会長　　今のお話に関連しまして、歴史まちづくり、いわゆる歴まちと呼ばれるもの、これ結構教育委員会絡みというんですか。史跡は久会長がお得意なのであれですけど、史跡関係の調査とかなり一緒になって歴史まちづくりってつくっていかないかなと思います。ですので、堺市役所は規模が大きいんですけど、今、世界遺産関係のところは今日出席していただいておりますけど、やはりもうちょっと多角的にとんかちできるグループ、いわゆる建築系とか、土木系とか、公園系とか、何かもうちょっと審議会のとくにいろいろ意見を聞いてもらおう方々もご出席賜りたい。後で課長さんクラスの連絡協議会なんかでまたお話しただけるとは思うんですけど、この場でいろいろ意見交換とかできるようなシステムなんかも今後もし可能であれば、お声かけいただけたら、歴まちの話もすぐ上のほうに通じたりとか、そういうことも非常に必要になってくるんじゃないかなと思います。
- もう一点、やはり歴史ということですぐ片づけてしまうんですけど、百舌鳥の古墳群というのは4世紀ぐらいですか。私はあんまり詳しくないんですけど、5世紀ぐらいですか。あと、中世というの、14世紀ぐらいですよ。それから、600年、700年たっているわけですね。ですから、歴史といったら、一塊で歴史と言ってしまおうんですけど、環濠都市ができたぐらい、旧港がもうちょっと手前にあって、だんだん先断ちしていかれたわけです。そういうふうな環濠の歴史とまちづくりと、住宅のまちなみもどのあたりのまちなみにするのか、先ほど久先生がおっしゃったように、古墳周りというのはもともと何にもなかったんで、建物の歴史的なまちなみと合わせて、これが堺の歴史やと言うのか、堺のゾーンを考えながら、歴史の位置づけを、どのあたりを古墳でいくのか、どのあたりを中世のまちなみでいくのか、そういう黄金の日々がもう一度ということになれば、中世の時代ですし、NHKが取り入れてくれたら、もう一回女性の観光客がふえるという気はするんです。観光絡みとか、ほかの関連する分野とか。何かそういう関連性も持ちながら景観というのを横串に刺せるテーマで

ありますので、何か仕掛けていくというか、声かけていく必要があるんじゃないかなと感じております。

すいません、以上です。

○久会長 はい、ありがとうございます。いわゆる総合行政として展開していかないと、なかなか景観まちづくりはできないということなので、せっかくの機会です。いろんな意見交換が出てきますので、関連部署もできたら来ていただいて、直接聞いていただいたらというお願いでしたので、また無理ない範囲で声かけいただければというように思います。はい、どうぞ。

○林委員 今、下村副会長のほうからいろいろご提案があったんですけども、特にこの環濠地域の周辺には、刃物屋さんとか線香屋さんとか、結構古い感じの伝統産業があるんです。今、特によそでも関とか、そういうところで産業観光を売りにして人を集めている。この地域は特にそういう伝統産業が多いんで、そういう産業系の観光と合わせてやると、また人が来て、景観に対する意識も変わってくる。

○下村副会長 離れているので回りにくいところがあるんですけどもね。

○久会長 先ほど、私もお挨拶のときに申し上げたように、余りにもたくさんあり過ぎて、誰が全体のマネジメントをするかというのが見えにくくなってしまっているのが堺の状況ではないのかなというように思います。そこをうまくプロデュースし、つないでいていただくと、すごい価値のあるものがたくさんある地域かと認識をしております。

ちなみに、うちの直接の先祖かどうかまだ定かではないんですが、多分そうだなあと思うんですけど、利晶の杜のロビーのところに江戸時代の地図が書いてありますが、あそこに久ノ弁天というのがあって、これは久家の弁天さんなんです。堺の、もともと魚市場つくったのが久家なので、そういう意味では、江戸時代のときにもしっかりと歴史を持っている地域でもございます。それから、先ほどの浜寺は、今度は明治に入ってから公園であり、別荘地ということですので、古代から近代に至るまで、点々とは地域はしていますけれども、もう全ての時代に資源がある堺だと思います。先ほど、下村副会長がおっしゃったように、もう少しそれぞれの地点でターゲットというか、地域を絞りながら、古代はここで売り出そう、中世はここで売り出そう、近代はここで売り出そう、というような形にさせていただくと、もっとメリハリのついた景観づくりとか、まちづくりができるんじゃないかなというふうに思っております。

あと、いかがでしょうか。どうぞ。

○上野委員 私の自身の仕事はそのデザインの関係に携わってますもんで、気になる点は、現実に今、どんなことがあるのかなというようなことを考えるやなしに、ふだん私も同じくバッファゾーンのこの中に住んどる人間としまして、最寄り駅がJRの百舌鳥駅になるわけなんです、百舌鳥駅の上り線の改札のそばの、踏切の車道と歩道を仕切るガードレールが

ついておるんですけども、これが駅でどん突きになって右折する。時間規制がありますけども、朝の7時、9時は右に曲がれないとかあるんですけども、このガードレールの色が問題じゃないかなというのを感じております。踏切の上の歩道橋があるんですが、この歩道橋は淡いベージュ、ガードレールが濃いベージュということになっていまして、言葉では何なんですけど、資料の2-3の左の下のほうに建物があると思うんですが、これは濃い、明るいかどうかということで、この色の違いを見ていただいたと思います。ガードレールはこの濃いほうと、歩道橋がこの明るいほう、という連想をしていただいて、夜になるとガードレールが非常に見にくいわけなんです。色っていうのが景観になったら必ず出てくるんですけども、デザインっていうのは、色を含んだもんでありますけども、機能が伴わなかったら、色を何ぼ決めてもあかんと思うんですね。余りにも色だけで、今決まっているんじゃないかというのがちょっと気になっています。安全性からいくと、歩道橋の色とガードレールの色が全く真逆やな、というのを感じております。もしも機会ございましたら、その辺なんかも一度見ていただいて検討していただければなと思っております。

○久会長 はい、ありがとうございます。本当の意味でのデザインというのは、機能もちゃんと満たしてこそそのデザインでございますので、そのあたりが抜けているというのは、ちょっとどころか問題があるのかなあというふうに思います。ガードレールの色は、私もいろいろアドバイスさせてもらうんですけども、今ご指摘いただいたように、やはり茶系の色というのは夜間に見にくいということがありますけれども、そういうときは、ほかの方法ですね。例えば、反射板をつけていただいて、光で見えるように、浮き出すようにしていただくとか、さまざまな方法を併用していきますと、安全性とデザイン性と両方兼ね備えることができると思いますので、そのあたりはまたいろんな公共施設の整備部局の方と一緒にまた考えていただければというように思います。

先ほど、自転車レーンの矢羽根タイプの、そのあたりは慎重に議論をした結果でこれになったと思うんですけども、何かもう少し補足説明ありますでしょうかね。

○都市景観室主幹（室谷） 自転車レーンにつきましても、かなり時間をかけながら、事業課さんのほうとも協議させていただいて、今回そういう百舌鳥古墳群周辺地域、景観地区内でやるということで、まずは一旦こういう形で整備してみて、その後やっぱり検証も必要やということで、事業課さんともお話をさせていただいておりますので、その中で先ほどお話があったように、これじゃなかなか視認性が低過ぎてということに、万が一になりましたら、またそのときに検証してってということで、フィードバックというのにも必要になるかとは思っております。

○久会長 ありがとうございます。この矢羽根タイプはもう既に使っているところが幾つかあるんですけども、ほかの市では景観だけではなくて、全面塗装すると雨の日にスリップしやすいということもありまして、できるだけ塗装面を減らそうという工夫の中で同じよ

うな矢羽根タイプが出てきているという経緯もございます。そういう意味では転倒防止という観点でもべったり塗ったほうがいいのか、こういうふうに分断的に塗ったほうがいいのか、そのあたりもまた組み合わせてご検討いただければというふうに思っておるところですが。

○池尻委員　これも、私も指摘させていただいているとこなんですけど、平米、単価めちゃくちゃ高いんです。この塗装。この矢羽根タイプにすれば、同じ予算でももう全然違います。この辺はもうちょっと考えてお金を使うことですからね。平米2万越えちゃう。

○久会長　そういう意味では経済的にも助かるということで、いろいろな面から考慮していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○濱田委員　1つだけ教えていただきたい。資料の2-3ですけどね。屋外広告物適正化って、写真が出ていますけども、まるでCGのように上の広告物が消えている。これは商業施設ですから、命みたいなもんじゃないかなと思うんです。補助金でやられたのかもしれないけども、よくこれで、これだけのことやられているってすごいなあと思うんです。適正化すべき物件の適正化率というか、どの程度こういうのがやられていて、自費改修の方も結構いらっしゃるみたいなんですけど、どんなふうに強制力を持ってやってらっしゃるかな、お聞きしたいです。

○都市景観室主幹（室谷）　今回、平成28年の1月に基準を変えまして、それまで許可をとって、新たな基準に適合しなくなるものがどうしても出ますから、それが約100件ございます。その中で今現在、2カ年では17件進んだ。我々も驚いたんですけども、いろいろお話をさせていただく中で、スケジュールとかが合わなくて、あとはどうしても手続というのが必要になってきます。そんな手続をとるぐらいやったらもうやってしまうわ、ということで自費で改修していただく物件もかなり多くなって、17件ということで進捗しております。

はい、以上です。

○濱田委員　見込み的には立ってきそうなんですか。

○都市景観室主幹（室谷）　当然、予算の範囲内というところもございますので、この制度自身はできる限り早く適正化していただくための一つの手段というところでお話させていただいています。100件をすぐに全部やらなければいけないというところまではあれなんですけども、時間をかけながら、どうしても広告ということには新しく設置したものの中にはあろうかと思えます。その中である程度時間をかけるところも必要やとは思いますが、ただ世界遺産を目指すにあたって、少しでも早く景観形成をさらによくしていきたいという中の制度ということで、3カ年で100件ということまでは考えておりませんが、もちろんこの中に早く進めていくという中でご案内していきたいと思えます。

○濱田委員　新規の規制というのは、簡単というか、わりとやりやすいと思うんですけど、

こういう既存のやつをこのお願いを提示するんですよね。強制じゃないんですよね。なので、それだけ皆さんの意識も結構あるんじゃないかなと思うんですけども、なかなかこの写真を見ていると本当にインパクトがあってすごいなと思います。

○久会長　　いわゆる既存不適格物件なので、やがてはなくなっていくもので、それをできるだけ早期にやろうということできろいろ働きかけをされているということですかね。

○池尻委員　　今の100件の中に百舌鳥の駅前の家族葬は入っているんですかね。

○都市景観室主幹（室谷）　　家族葬も、入っています。

○池尻委員　　入っています。あれは、やはり百舌鳥駅の仁徳天皇陵の玄関口の駅前で降りて、ごっつい看板の家族葬っちゅうの、あれはどないかね。強制力を持ってでも、どないかしていただきたいなと地元のもんとして思います。

○久会長　　はい、ありがとうございます。やがては撤去しないといけないので、早くやったら補助金つきますよって、そういうお勧めの仕方をされているとは思うんですけども。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ、

○榎本委員　　私、堺・環濠都市地域というのも、この修景した建物とか、数年前なんですけども、そのところをずっと歩いて見て回ったことがございました。本当によく、この地域を私も何度も歩いているんですけど、すごくよくなったな。雰囲気もまちの感じがよくなったなあって感心したんです。ただ、この写真にもあるように、建物はよくなったし、全体も歩いてよくなったんですけど、この地域は本当に歴史的なまちなみの地域というふうにしていこうと思ったら、もうちょっと何か無電柱化とかをやっていたら、もっと感じが変わっていくのになというふうに思っております。まちなみだけじゃなくて、全体に地域として考えているのであれば、そういうことも将来的に考えていただきたいな。あと、細かいんですけど、道路のフェンスというか、ガードレールとかについて思っていること。実は、浜松とか行ったときに、ガードレールのところも、浜松は楽器のまちでピアノとか、トランペットとか、その都市を表すようなものをガードレールの一部にとりどころに絵柄がついているんです。堺市を見てみると、私が見た感じでは、花とかはあるんですけど、堺を象徴している仁徳天皇のこととか、自転車とか、そういうものがない。イメージするようなものが全然ないんです。だから、その辺今度、ガードレールとかつくるときに、そういうものも入れてほしいなあというふうには思っております。あと、夜間の照明。夜も歩けるまちにしようとしたら、夜間照明も歴史のある基礎を感じさせるような夜間照明の電灯というか、街路灯というか、一部しているところもあるんですけど、歴史を感じさせるようにするんでしたら、その辺の細かいところですけども、そういう視点も大事じゃないかな。夜間まち歩きできるような、そういう視点も大事じゃないかなと思っていますので、その辺もお願いしたいなと思っています。

○久会長　　ここはいわゆるまちなみ環境整備事業を使っているんですね。ということは、やろうと思えば公共空間も整備できるんですね。そのあたり、今後何か予定はあるんでしょうか。

○都市景観室主幹（室谷）　　今、現時点で建物、町家の修景というのをまず中心に進めております。その中で道路の美装化、ほかのこういう古いまちなみのところというのはよくあると思うんですけども、そういうことも当然視野に入れながら計画を進めようとしているんです。その中で先ほどお話のあった無電柱化につきましては、今現時点で計画の中にはないんですけども、確におっしゃるように、そういうことは考えながらということで、道路管理者のほうとも現地で立ち会って、どうしてもこの場所が狭い道路、物理的になかなか無電柱化を実施していくのが難しい道路とかが多い。どうしても地上機器というものを配置しながらやらないといけないという、そういう制約もございます。その中でどこができて、どこができないのかというところもしっかり調査・検討することが必要かなというふうには思っております。はい。

○久会長　　ありがとうございます。私もかつて、京都の三条を下ったところの祇園新橋地区の整備させてもらったんですけども、やはりあそこも道路が狭いので、変電器を置く場所がご協力いただけなくてとれなかったんですね。残念ながらそういう意味では電柱をまだ残していますけれども、変電トランスを薄めのものにさせていただくとか、いわゆる美装柱化をするところどまりでしたけれども、このあたりも変電のトランスをどこかに置かせていただくことができればできると思う。そのあたりは地元の方々のご協力がいただけるかどうかというのもこれから勝負かなと思っているところなんですけどね。

あと、いろいろ絵柄を入れるというのは、景観デザイン的には賛否両論ありまして、いろんなものをつけてしまうというのはごちゃごちゃし過ぎるんじゃないのというところがあります。そのあたりは慎重に余り景観デザイン的にも景観を崩さないような形で、何かポイントでマークを入れるとか、何かそのあたりは工夫ができるかなとは思っています。

藤田委員、よろしくお願いします。

○藤田委員　　2つ教えていただきたいこととご提案ということで、もう既に委員の方々のご指摘もありましたけれども、景観形成を含めたまちづくりというのは、恐らく部局横断的に総合的な施策の展開が必要になるのではないかなあと感じております。先ほどお話にあった伝建地区の場合ですと、例えば空き家といったような問題をどのようにしていくのかということも裏テーマとしてはあり、こちらの今日ご報告されたような地域においても、かなり空き家の問題というのは景観形成を含めてということですが、問題があるかと思えます。十分に調査等の蓄積はあろうかと思うんですけども、今後そうした空き家対策等々についても、景観形成の一部ではあると思えますので、どのような状況なのかなどという情報提供がいただきたいというのが1点ございます。

本日、これまでの景観形成の取り組みにつきまして、非常に詳細なご報告をいただき、いかにこの室の方の仕事量が膨大なのかというのは理解できたんですけども、これからの景観形成の取り組みということで、平成30年度新たに、あるいは今継続してされているもので、拡充ですとか、縮小ですとか、そういったお決まりの部分がございましたら、この機会ですので少しお教えいただけないかなと思っております。

以上、2点お教えいただければありがたいです。

○久会長       はい、いかがでしょうか。

○都市景観室主幹（室谷）       まず、空き家対策につきましては、正直今、町家の空き家ということに特化した形の中で、そこまでしっかり見据えられているということではございません。藤田委員がおっしゃるように、町家を残していくためには、やっぱり空き家をなくしていくということも大事な話やというのは重々わかっています。我々、協議会さんと連携しながら一生懸命取り組ませていただいている中で、空き家というものについても、よく他都市さんでも空き家バンクとかっていう、マッチングということを考えていく。1つをつくるに当たっても、なかなかいろんなことでハードルが高くなって、こういったことをどういうふうに進めていくのかということもご相談させていただきながら、今は本当に協議会と、一生懸命考えていく中で、まず一つ一つ丁寧にというようなお話の中でということなんですけども。それをやはり今後、どういうふうにつなげていくかというのが重要な話だというふうに思っております。

平成30年度の拡充ということで、我々も景観形成というところでの拡充というところの部分で、お示しできるというところがあればなんですけども、今、取りあげていただきました「まちなみ再生事業」、これもかなり進んできておりますんで、来年度の修景事業の予定もはっきりございますので、そういった中で着実に実績を積んでいくというところかなあと。あとは、どうしても世界遺産登録にあわせて、どういうふうに取り組んでいくかというのが非常に重要な話ですので、そういうことで一応我々としては、百舌鳥古墳群周辺地域における屋外広告の適性化、これをやはり優先的に取り組んでいく一つの内容になるのかなというふうには考えております。

はい、以上です。

○久会長       恐らく、前者の町家の空き家というのは、堺のような都心部では少し状況が違うかなと思っております。というのは、恐らく潰して高層ビル化をしていくということになっていくのも非常に多いのかなあというのは思っているんですね。私も20年以上堺をお手伝いさせてもらって、20年前は具体的に言うと、大道筋のところにかくさんの町家が並んでいましたよね。あのまま、きちんとやってもらおうとすごく立派なまちなみができたんですけども、今はかなりもう建てかえられてしまって、あの状況に恐らく今後もなっていくんだろうなというふうに想定しているんです。そういうときにいうと、建てかえるよりも町家をい



わゆるリノベーションして活用したほうが価値があるんだというようなことを所有者さんにもご理解いただくとうまくいくのかなと思っています。そこをうまくやっているのは大阪市の阿倍野区の昭和町かいわい、あそこはもう50件以上の長屋のリノベーションの物件が出てきています。そこは地域の不動産屋の丸順不動産のおかげでいろいろマッチングしていただいているんです。その先鞭切っていただいたのが、長屋のリノベーション、あのあたりで第1号物件ですけども、「寺西家阿倍野長屋」というのがあります。これ、長屋の物件では第1号の登録文化財なんですけど、この寺西さんが、自分のホームページでも試算していただいています、ビルに建てかえて賃貸マンションを経営するのと、この長屋をリノベーションして店舗展開するのと、どちらがもうかるかと言うのを試算してくださっているんです。見事に長屋のリノベーションのほうがもうかるっていう計算になっているんです。そういうことをうまく経済的活動にもなるような形でお勧めしていただくと、多分いろんなところでリノベーション物件が出てくる可能性は高くなってくるんじゃないかなと思っています。阿倍野区昭和町で聞くと、今、この前丸順不動産の小山社長話していると、借りたい方々はたくさんいるんだけど、貸してくれる方々がまだ限られているというようなバランスになっているというようになっていきますので、そのあたりも含めて経済活動でうまく回るように何かお勧めする情報を提供するというのが、一つ考えられることではないかなというように思います。

○林委員　　今の話でいくと、誰がそれをコーディネートするのか、マネジメントするのかという話になるんでしょうね。例えば、仁徳陵のそばに丸三雪陵庵という料亭がありまして、これが料亭をやめまして、もともと大浜公園、昔のリゾート地の中にあつたのを移築して、大仙仁徳陵のそばにあつたんですけども、営業をやめちゃったんですよ。その日本風の建物がそのまま残っています。これがもったいないな。市等で確保すると、そういう手は考えられないのか。幸い、今ステーキ屋さんが入って、その建物の現状を使いながら、利活用しているという、そんなことをしているんです。これは、将来そうなったときに、今、会長がおっしゃったような、新しい現状の建物を、まあ言うたら再整備して、新しい経営者を入れるというようなことのマネジメントを誰にするのか。そうなってくると、景観だけでは、景観行政の中だけではなかなか難しいんじゃないかな。やはり全市的なバックアップの体制をつくる必要があるんじゃないかなと思うんですよ。

○山本委員　　今、藤田委員の言われた、空き家がふえてきて、美化も、危険なこともありますね。住まわれたところが移転されて、建物をそのままほっとく場合がありますよね。それは割り方、税と関係あると思うんです。更地にすると税金が上がるからね。それを建てたままでも税の優遇を受けているというようなのがちょこちょこ見られるんですよ。そやから、それを利活用とは別にこれを壊すという美化にも関係あります。きれいな建物も多い。その連携を市の中で、実際住まれてないというところは更地の課税をするぐらいのね。壊すときの

費用とか、こういうのをするかわかりませんが、そこまでいくかどうかわかりませんが、課の連携は必要やと思うんです。

○久会長　　はい、おっしゃるとおりですね。先ほど、林委員のお話で言うと、今一番有名なところで言うと、がんこ寿司が古い物件を買い取って、いろいろ店舗展開するようになりました。ただ、あのやり方のほうがもうかるんですね。そういう形でうまく活用をお勧めいただく。そのためには、先ほどご指摘いただいたように、誰がそういうクライアントを見つけてきてつないでいくかという話をしないといけないんですけどもね。そこをうまくやれば、多分いろんなところの活用が始まるんじゃないかなと思いますけどもね。

はい、ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○下村副会長　　景観審議会をどんなふうに応用するかというので、今日感想じみたことを申し上げさせていただきたいと思うんです。年度末にやられるということは、1年間の報告ということで、今回報告案件だけになっているかと思うんですけど、本当は2回、予算の関係もあると思うんですけど、秋になる前に来年度こんなふうなことを考えているんやということを、行政の方というのは、予算化されないとなかなか意見を言いにくいというのは非常によくわかるんですけど、決まったものを次年度に向けて、もうほぼ予算がついて、やれるものを年度末にご紹介いただく。それでもいいんですけど、それやったら意見を言うと1年おくれるんですね。ですから、できたら秋の予算の前に意見が言えるというか、相談できるようなものが審議会でもなくてもいいと思うんですけど、何かそういうタイミングで1回やって、最終的に年度報告として、そのときにはちゃんとPDCAを回せるように実績として、ただ申請が多いからいいとは限らないんで、なかなか景観行政というのは難しいというのは重々わかっているつもりなんですけど、次年度に向けてKPIって、項目をつくる必要もないかもしれませんが、ここで何を議論して、次の年度にどういうふうにとしのいいところを伸ばしていく。まずかったところは修正していくというふうな、そういうふうな会にする。今日の意見を聞いて、皆さん、いろんな意見をおっしゃっているのでいけそうな気はするんですけど、でも予算化はもうできてないので、それは次の年に考えますということになるかと思うので、会議をするタイミングとか、今日のやつを次にどう展開していくかというふうな会議になっていただけたらという希望です。

○久会長　　恐らくもう一つ手前にハードルがあるのかなと思っています。というのは、今日もたまたま期が変わるということで、会長・副会長の選任という審議案件があるから開いていますよね。ついでにこういういろいろ意見交換しましょうという話なんですけども、恐らく、今後この審議会いつ開かれるかというのは、あんまり開く機会はないのではないかなと推測しているんです。というのは、景観審議会というのは条例の条文を変えたり、あるいは地区指定をしたり、非常に大きな審議案件があるときに動くという審議会になっていますので、なかなか頻繁に開けるというようなことになってない。そこを下村副会長がおっしゃる

ように、審議案件がなくても報告事項で意見交換ができるような形で開催ができれば、そのタイミングでいろいろご意見を賜れるんじゃないかなというように思います。そういう審議案件のみの審議をするのか、いろいろ皆さんのお知恵を賜りながら景観形成へ反映していくというように考えるのか。そこも含めて、来年度以降の審議会のあり方を考えていただければありがたいなと思います。

○山本委員 事務局のほうにお願いしたいんですけども、どの事案も市民の協力が要りますよね。広報部でもええから何かつくってもうて、各地区に堺の景観、世界遺産というもんをもっと広げてほしいと思います。それは何かの案件で来たときに、もう理解していただけるもんね。何かトップダウンでお願い、強制的なことは今の世の中通りませんので、協力してもらわないかん。

○久会長 市民側に景観推進委員のような方々を設置していただくということですね。

○山本委員 そうそう。そういうのを頻繁にやってほしいですね。

○久会長 大阪府とか奈良県では景観サポーター制度というのをつくってまして、景観を一緒につくってくださる市民・府民というのは、つくってくださっています。それも一つ参考にしていただければというように思います。それを育てるための、何か景観サポーター養成講座みたいなものを開いていただくとか、そういうのを組み合わせてやっていただけると、何か動きが出てくるのかなと思います。また、貴重なご意見として参考にしていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから情報提供も兼ねてなんですけども、私、それから下村副会長、濱田委員がかかわっている「大阪まちなみ賞」の選考をさせていただいているんです。ことし2件、堺市から選定されています。1件目が奨励賞にイオンモールの堺鉄砲町が選ばれましたし、それからサイン賞は太洋工業の御陵通の給油所、これがサインが非常に少ないということで選ばれております。つきましては、先ほど、下村副会長が景観アドバイザーだという話をいただきましたけれども、イオンモールの堺鉄砲町の現地審査に行かせていただいたときに、たまたま設計者の方、お知り合いで、東側の部分、南海本線のところにしっかり緑地を残していただいているので、これだけ頑張ってもよく緑地を残せましたねという話をしたところ、アドバイザー会議等でここはしっかりと緑化してもらわないと困ると言われたのでやりましたという話がありました。そういう意味では、アドバイザー会議とか、行政指導というのが徹底した結果、いい物件ができて、それが賞に選ばれています。それはイオンモールだけの成果ではなくて、市の行政的な成果でもあるかなと認識しております。そのあたり、また、いいものつくれば賞にも選ばれますよというような形で業者さんにもお勧めをいただいたらありがたいなと思います。たまたま、今日はこういう機会がありましたから、「大阪まちなみ賞」に堺から2件も選ばれていますという話をさせていただきましたけども、この

景観賞、堺独自の景観賞だけではなくて、大阪府の景観賞にも選ばれていますよということも、ちょっと同時に何かPRしていただければ、事業者さんにとっても励みになるのかなというふうに思いますので、またこれも検討していただければというふうに思います。

はい、それでは、時間的にもいい時間になりましたので、本日の案件は以上にさせていただきますたいと思います。どうも、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返ししますので、よろしくをお願いします。

○事務局　　本日は貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。これで平成29年度第1回堺市景観審議会のほうを閉会させていただきます。ありがとうございました。